

事業系一般廃棄物の出し方 Q & A

- Q 1 少量なので、プラスチック類を事業系一般廃棄物と一緒に出してもいいの。
- A 1** 事業者から排出される「プラスチック」、「ビニール」は全て産業廃棄物となります。西都児湯クリーンセンターに持ち込むことは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。
- Q 2 賞味期限が切れ、売れ残った食料品は、一般廃棄物（生ごみ）と産業廃棄物（プラスチック製容器）が一体となっているが、そのまま事業系一般廃棄物として出してもいいの。
- A 2** 一般廃棄物と産業廃棄物を分別せずに収集運搬業者に運搬させるのは法律違反となります。中身（一般廃棄物）と容器（産業廃棄物）は分別して、別々に出してください。
- Q 3 従業員が出した弁当の空き容器（プラスチック製容器包装類）や、お茶などの空きペットボトルを出す場合は、どう分類するの？
- A 3** 弁当の空き容器やペットボトル等は産業廃棄物となります。西都児湯クリーンセンターに持ち込むことは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理をしてください。
なお、従業員等が自宅に持ち帰れば一般家庭ごみとして処分できます。
- Q 4 どうして事業系廃棄物は市で収集しないの？
- A 4** 事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することになっているためです。廃棄物の減量化・資源化をより一層推進するため、廃棄物を出した事業者の責任で処理していただくこととなります。
- Q 5 店舗兼住宅の自営業をしています。「事業系廃棄物」と「家庭ごみ」を一緒に出してもいいですか？
- A 5** 「事業系廃棄物」と「家庭ごみ」を一緒に出すことはできません。「家庭ごみ」はごみ集積所に、「事業系廃棄物」は、一般廃棄物収集運搬業者、または産業廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

Q 6 許可業者と契約するにはどうすればいいの？

A 6 廃棄物の種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約してください。許可業者の連絡先は市のホームページでも検索できます。

Q 7 許可業者と契約したら、どこに廃棄物を出せばいいの？

A 7 許可業者と契約する際に廃棄物を出す場所を決めてください。個別収集が原則です。家庭ごみの集積所に出すことはできません。

Q 8 廃棄物は少量しか出ないのに許可業者と契約しなければいけないの？

A 8 契約しなければなりません。詳しくは許可業者にご確認ください。許可業者の連絡先は市のホームページでも検索できます。

Q 9 市の施設に事業者自らが直接搬入することはできるの？

A 9 西都児湯クリーンセンターに事業者自らが直接搬入することはできません。市内の許可業者にご相談ください。

Q10 事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に出したらどうなるの？

A10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（不法投棄）違反となり、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。市では警察と連携して、排出者特定の調査を行っています。

○ 資源化できない紙類

資源化できない紙類は、以下のような特殊な紙です。これらの紙類は、「燃やせるごみ」で出してください。

1. ワックスなどで防水加工された紙
例：紙コップ、紙皿、紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器、油紙、ロウ紙など
2. カーボン紙、ノンカーボン紙
例：宅配便等で使用されている複写伝票など
3. 圧着はがき
例：親展はがきなど
4. 感熱紙
例：ファックス用紙、レシートなど
5. 印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙（青焼きコピー紙）
6. プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合せた複合素材の紙
例：チューイングガムの中紙など
7. 金・銀などの金属が箔押しされた紙
8. 臭いのついた紙
例：石鹸の個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱など
9. 捺染紙
例：昇華転写紙、主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙など
10. 感熱発泡紙
例：主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙
11. 水に濡れた紙、油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーやタオルペーパー、食品残さなどでよごれた紙
12. ビニールコーティングされている紙
ビニールコーティングされている紙かどうかは、少し破いてみてください。一見光沢があるものでも、ビニールコーティングされていない紙もあります。見分けるためには、少し端を引っ張りながらゆっくり破いてみてください。表面にビニールが出てきたら、ビニールコーティング紙です。

資料 2-2

○ 紙類を資源物に出すときの注意

紙類を資源物に出すときは、以下のような点に注意してだしてください。

1. シールが貼られたはがきや封筒は、シールを取り除いてください。
2. プラスチックフィルムをついたティッシュ箱の取り出し口や窓枠封筒は、その部分を取り除いてください。
3. 金属やプラスチックが付着した紙製ファイルや紙製バインダー類は、金属やプラスチック部分を取り除いてください。
4. 紙や紙箱に貼られた粘着テープ類は、取り除いてください。

事業系廃棄物の種類と一廃・廃棄の分類表

種 類	具体的な対象例	主な排出事業所	事業系 一般廃 棄物	産業廃 棄物
燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、 炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事務所等）		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
	紙くずを焼却した際の燃え殻、灰	全事業所	○	
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生ずる泥状の物、道路側溝等の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国、県、市等）		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		○
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		○
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		○
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		○
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○

紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		○
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		○
	木製机、テーブル、椅子、板切れ、梱包材、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等 物品賃貸業に係る廃木製品	○	○
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭・測量ポール	測量業	○	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	○	
	河川、道路管理等に伴う流木、木切れ	国、県、市等管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		○
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	繊維製品製造業	○	
	合成繊維くずは廃プラスチック類	繊維製品製造業、製糸業、紡績業		○
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	○	
動植物性残さ（生ごみ）	魚、獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀、製粉業、豆腐製造業等		○
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	○	
	賞味期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	○	

動植物性固 形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処 理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食 店、ホテル等	○	
動物のふん 尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふ ん尿	酪農業、肉用牛 生産業、養豚 業、養鶏業等		○
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショッ プ、犬猫病院、 動物園等	○	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死 体	酪農業、肉用牛 生産業、養豚 業、養鶏業等		○
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショッ プ、犬猫病院、動 物園等	○	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の廃棄 物に該当しないもの 例えは汚泥のコンクリート固化物等		廃棄物処理施設 等		○

禁止行為

- ごみステーションへの排出
- 無許可業者への委託
- ごみの不法投棄
- ごみの屋外焼却

ごみに関する市のお問い合わせ先

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
◆事業系一般廃棄物の分別、排出方法に関する事	西都市生活環境課環境保全係
◆一般廃棄物の収集運搬、処分業に関する事	西都市生活環境課環境保全係
◆産業廃棄物全般に関する事	高鍋保健所 (電話 22-1330)
◆ごみ減量、リサイクルに関する事	西都市生活環境課環境保全係
◆一般廃棄物処理実施計画に関する事	西都市生活環境課環境保全係

西都市ホームページ

<http://www.city.saito.lg.jp>

トップページ>くらし・手続き>ゴミ・リサイクル

>西都市一般廃棄物収集運搬業許可業者について

>事業所ごみの処理について

一般廃棄物に関する問い合わせ先
西都市生活環境課環境保全係
電話 (0983) 43-3485
西都見湯クリーンセンター
電話 (0983) 41-1761

